

永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年12月23日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第31号

永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則(平成18年永平寺町規則第28号)の一部を次のように改正する。

第25条中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第28条第1項ただし書中「日曜日に当たるときは、それぞれ前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、それぞれ前日とする」を「休日又は日曜日若しくは土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日の前において最も近い休日等でない日とする」に改め、同条第2項中「に規定する期末手当の基準日においてそれぞれ現に休職(ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条の規定による休職(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)の規定により同条の規定の準用を受ける休職を含む。)及び給与条例第20条第1項から第3項までの規定による休職を除く。以下次項、次条第4号及び第31条第2項において同じ。)を命ぜられ、停職処分を受け、又は専従休暇を与えられている職員及び育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員うち、永平寺町職員の育児休業等に関する条例(平成18年永平寺町第34号。以下「育児休業条例」という。)第7条第1項に規定する職員以外の職員は、給与条例第18条第1項に規定する職員には、含まれないものとする」を「前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの期末手当基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する職員(給与条例第18条の2各号のいずれかに該当する者を除く)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 無給休職者(法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (3) 停職者(法第29条第1項から第3項までの規定により停職にされている職員をいう。)
- (4) 臨時的任用職員(法第22条の3第4項に規定する職員(任用期間が6月以上である者を除く。)をいう。)
- (5) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。)
- (6) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、永平寺町職員の

育児休業等に関する条例(平成18年永平寺町条例第34号。以下「育児休業条例」という。)

第7条第1項に規定する職員以外の職員

第31条第1項ただし書中「日曜日に当たるときは、それぞれの前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、それぞれの前日とする」を「休日又は日曜日若しくは土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日の前において最も近い休日等でない日とする」に改め、同条第2項第2号中「第27条第2項から第4項」を「第28条第2項第3号から第5号」に改め、同項第3号中「第1項」を「第2項」に改め、同条第4項中「以下」を削り、同条第7項中「第27条」を「第28条」に改める。

第32条中「第25条」を「第29条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この規則の施行の際、改正後の永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定を適用する場合には、改正前の永平寺町一般職の職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。